



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	山川菊栄の産児調節論
Author(s)	曾和, 幸生
Citation	層 : 映像と表現, 11, 129-148
Issue Date	2019-03-20
DOI	https://doi.org/10.14943/88028
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/73519
Type	departmental bulletin paper
File Information	yamakawakikue.pdf



山川菊栄の産児調節論

曾和 幸生

一 はじめに

山川菊栄は、社会主義者、あるいは社会主義婦人解放論の理論家として今日までその名を残している。例えばそれは、伊藤野枝と交わした廃娼論争、平塚らいてうや与謝野晶子、山田わかと論戦を行った母性保護論争といった諸論争における鋭敏な論者として。あるいは、戦後に設立された労働省初代婦人少年局長として。

一方で、その旺盛な評論活動への評価には、ある種のバイアスがかけられていたのではないだろうか。すなわち、山川菊栄はセクト的な社会主義者であった、と。もっとも、このような菊栄に対する評価は、先行研究においてすでに批判されている¹。例えば、従来の山川菊栄像・研究に対して、根本的な疑

義を突き付けたのは、林葉子による研究であろう²。林による研究は、菊栄に付与されてきた「理論家」像への問いを提示し、むしろ菊栄が人々——とりわけそれは社会的弱者——の生活に密着した場所から歴史を描く、優れた「歴史家」であったという評価を提出した。近年の山川菊栄研究・評価は、おおむねこのような林による評価に呼応する形で舵が切られたと言える³。加えて、従来の菊栄に対する評価では、菊栄の社会主義者としての側面を強調し、「フェミニスト」としての側面を軽視する傾向があった。それは、上野千鶴子による菊栄への言及に明らかであるが、そのような誤った解釈に対しても、山川菊栄研究の第一人者である鈴木裕子が明確に反論し、菊栄の「フェミニスト」としての側面を適切に評価するよう主張している。

以上のような研究動向がある中で、本稿では山川菊栄の産児

調節論について検討したい。というのも、菊栄は主に一九二〇年代に極めて積極的に産児調節論を論じてきたが、それを中心的課題として扱った先行研究は、管見の限りではほぼないと言つてよいためである⁴。もちろん、荻野美穂や藤目ゆきによる、近代日本の産児調節運動や生殖の政治学に関する研究などにおいて、菊栄の名が散発的に触れられることはあつた。しかし、それはあくまでも時代の例証として菊栄の姿がわずかに描かれているに過ぎず、菊栄の産児調節論そのものを主題化したものではない。

加えて、菊栄の産児調節論を主題化することは、単に菊栄の産児調節論を解釈するということに終始するのではなく、前述したような山川菊栄研究の動向に応答するものである。なぜなら、菊栄の産児調節論を検討することで、菊栄がいかに女性の主体性や女性の解放を重視した「フェミニスト」であつたのか、そしてそこで浮き彫りになるだろう菊栄の女性解放思想において、「歴史」がいかに重大な意味を持つものであつたのかが示され得ると考えられるためである。したがつて、菊栄の産児調節論を検討することは、山川菊栄の女性解放思想全体を検討するためにも有益な作業である。

二 近代日本における産児調節運動概観

はじめに、日本における産児調節運動がいかなる歴史的経緯を持つものであるのか概観したい⁶。

まず、一九世紀以降ヨーロッパでは、マルサス・新マルサス主義が人口調整のイデオロギーとして機能していた⁷。加えて、革命後のロシアでは、様々な婚姻制度改革が断行されており、性道徳が大きく変わりつつあつた。さらには社会ダーウィニズムや優生学の流行が、産児調節運動に及ぼした影響も見逃せない。

これらの一連の性や生殖に関する議論は、それまでのものとは異なり、性や生殖について「科学」的に捉えようとするものであつた。そのような性と生殖をめぐる運動の中で、一九一四年頃から、アメリカでマーガレット・サンガーがバース・コントロール運動を開始した。一九二二年、サンガーは来日を果たし、それを契機に日本においても非常に盛んな産児調節運動が勃興することとなった。もともと、サンガー来日以前から、日本においても性と生殖をめぐる議論は存在している。

例えば、明治時代からマルサス主義についての紹介がなされており、大正時代には民族衛生学の紹介もなされていた。加えて、一九一五年の『青鞥』において、原田皐月が発表した小説

「獄中の女より男に」が口火となり、「墮胎論争」が生じている。⁸。ここでの原田による（主人公を通じて）墮胎の正当化は、従来女性の自己決定権の行使の現れとして評価されてきたが、松尾はむしろそこには「子供のための墮胎」を決意する意味での女性の主体性があると指摘する。⁹。付言しておけば、原田の小説が掲載された『青鞥』は、「風俗壊乱」を理由に三度目の発禁処分を受ける。

ところで、藤目が指摘しているように、近代日本においては、日清日露戦争領を境に、国家による生殖の統制——とりわけ一九〇七年の墮胎罪改正に象徴されよう——が厳格に行われるようになる。¹⁰。多くの貧困に苦しむ女性たちは、男性の性的放縱の一方で、経済的に墮胎せざるを得ない状況に追い込まれながら、同時に国家によって墮胎を法的に禁じられるという非常に困難な状況に置かれていたと言えよう。したがって、先に見た原田皐月による告発は、以上のような時代状況に対する告発に他ならない。

以上のように、日本においても、性や生殖にまつわる議論がなかったわけではないが、サンガー来日を契機に、産児調節運動が非常に盛んに行われるようになったことは疑い得ない。例えば、山本宣治や石本静枝らによる産児調節運動があげられよう。

石本静枝を中心に東京で起こされた日本産児調節研究会は、

新マルサス主義を基調とした運動体であった。また山本宣治が京都で起こした運動は、総同盟をはじめとした労働運動と急速に接近したが、労働運動内部での産児調節の位置づけをめぐって絶えず混乱が生じた。

これらの例から明らかなように、サンガー来日以降に勃興した産児調節運動は、必ずしも女性の権利それ自体としての産児調節——そしてそれが重大な社会的意義を持つ——を主張していたのではないように思われる。この点こそが、菊栄の産児調節論と決定的に異なる点となる。

三 山川菊栄の産児調節論——自主的母性の主張

それではここから菊栄の産児調節論について検討していくことにしよう。はじめに、菊栄の産児調節論の要点を示すと、次の三点があげられる。一つ目は、マルサス主義批判、二つ目は「自主的母性」の主張、三つ目は、産児調節と婦人解放のつながりである。ただ、ここで注意せねばならないことは、菊栄自身が自らの産児調節論を体系的に論じた著作はないということである。本稿で検討する「菊栄の産児調節論」とは、菊栄がその著述の主戦場としていた雑誌や新聞の記事において断片的に示してきたものを、本稿において再構成したものである。

さて、菊栄が産児調節について本格的に論じ始めるのは、一九二〇年と見てよい¹¹。というのも、同年、『婦人公論』十月号に発表した「自由社会における妻と母」に菊栄の産児調節論が萌芽しているためである。そこで披歴された産児調節論は、漠然としたものであるからこそ、菊栄の産児調節論のエッセンスを示すものとなっている。

この論考のタイトルが示すように、菊栄は家庭における女性の母役割と妻役割を問題化していく。菊栄は家庭内におけるそのような女性の役割を「妻君業」、すなわち労働の一種として位置づけている。加えて菊栄の指摘によれば、現在の社会構造では、家事労働が外部化されておらず、各家庭は家事労働を行うための「専属の奴隷」を擁する必要がある。そこで女性は家事労働を行う「専属の奴隷」として必要とされ、菊栄は、良妻賢母思想こそが女性を「専属の奴隷」化するために用いられているものだとして批判している。

良妻賢母主義者は、女性に対して妻・母たることを求めるが、菊栄から見れば、妻役割も母役割も、双方ともに専門的な職能を求められる家庭内の業務である。しかし、実際のところ、女性性は良妻賢母思想によって男子と同等の教育さえも受けられず、ただ家庭の「雑役婦」と化している¹²。ここに菊栄は良妻賢母主義者の倒錯を見出す。すなわち、家庭には良妻賢母主義者が

夢想するような、優れた妻や母としての女性などは存在しないということである。それどころか事実は真逆であり、結局のところ「雑役婦」としての役割しか持たされていない女性によって育児が担われている。このような事態から、菊栄は、良妻賢母主義者が言うような「神聖な家庭」が、女性の苦役によって維持されるものであると指摘する¹³。したがって菊栄は、「私は、世の賢母良妻主義者よりはるかに以上に、育児の任務を重大視するものである」とし、次のように述べる。

したがって、将来においては、女子は完全に妊娠出産を調節し、自己の好まざる時期において、育児に適せぬ環境の裡に新しき生命を招来せぬようにならねばならぬ。すなわち、母たんとする要求を持ち、母としての適任者たることを自信する人々のみが母となり、子供らは親が自身の休息と修養と娯楽とのために必要とする時間の間は、子供本位の建築と設備とを有する公共保育所の中に、自己の天分を信じて数ある中でとくに育児の業務を選んだ専門家によって、保護愛育せられることを希望する¹⁴。

ここで菊栄は、非常に簡潔に産児調節について述べているが、

この主張こそが菊栄の産児調節論の根底をなす。なお、ここでの子の育児の外部化に関する主張は、母性保護論争からの連続性を示すものであるとも言えよう。

さて、この引用に明らかなように、菊栄はここで女性が主体的に受胎時期や条件を選択していくことを求めている。これは、裏を返せば、そのような女性の要求が受け入れられる社会、ひいては女性が自らの意思でその生を選択することができる社会を構築する必要があるという主張だと解釈できる。

菊栄は、このような見解を自身の産児調節論の基調としながら、先に示した三つの点について論じていくことになる。

A マルサス主義批判

以下では、菊栄の産児調節論の要点の一つであるマルサス主義批判について確認しておこう。菊栄は産児調節について触れた多くの論考の中で、人工的な産児調節を行うことには賛同しつつ、マルサス主義が産児調節を社会改良の手段として位置づけていることには批判を行っている¹⁵。

ここでは菊栄によるマルサス主義批判の評価を行うことはできない。ここで述べておきたいことは、菊栄のマルサス主義批判は、当時の多くの社会主義者たちが共有していただろうマル

サス主義批判とはいささか異なることである。

当時の社会主義者は、マルサス主義が産児調節を革命以上のものと見ることに對して批判的であった。マルサス主義は人口増加に農業生産力の向上が追い付かず、絶対的な過剰人口が創出されるとしたが、それに対して社会主義者は、生産力に対する人口の増加は相対的なものに過ぎないと主張した。社会主義者は、過剰人口によって食糧不足に陥るのではなく、生産物を適切に配分できない資本主義体制にこそ問題があるとした。

ではこのような社会主義者の認識において、人口問題・産児調節はどのように捉えられていたのだろうか。社会主義者の認識においては、社会主義体制が到来すれば生産物の分配が適切に行われ、女性もまた解放されることから出生率が低下し、産児調節の必要が存在しなくなると考えられていた¹⁶。

しかし菊栄の産児調節論は異なる。もちろん、菊栄も社会主義者としてマルサス主義には反対していたし、革命後の社会では育児や家事労働が外部化されることによって、産児調節の必要性が低減するとも認識していた。しかし、菊栄はそれでもなお、女性が産児調節を行う自由を力説する。なぜなら、「産児制限は、生殖の奴隷たる地位より放たれんとする女性の努力の現れである」ためだ¹⁷。この点こそが当時の社会主義者たちによるマルサス主義批判や産児調節への見方と、菊栄のそれが決

定的に異なる点である。以下では、そのような菊栄の産児調節論の二つ目の要点である「自主的母性」について確認しよう。またこの点は、三つ目の要点である産児調節と女性解放について明らかにすることにつながるだろう。

B 自主的母性の主張と女性解放

先に触れたように、菊栄は当時の社会主義者の多くが共有していたマルサス主義批判とは異なった視点を持っていた。菊栄が産児調節という行為に女性解放という意味を見出している点は、当時の社会主義者の中でも異彩を放つ点であろう。そしてそれは、菊栄が教条主義的な社会主義者であったという指摘をを外したものであることを示しているとも言える。

では、なぜ菊栄は自他ともに認める社会主義者でありながら、当時の多くの社会主義者とは異なる視点を持ち得たのだろうか。まず考えられるのは、菊栄が日本におけるサンガーの紹介者の一人であったこと¹⁸、そして何より、菊栄が女性解放を熱烈に望んでいたということがあげられる。

とりわけ菊栄の産児調節論を見ることによって、後者の側面が明らかになる。まず、菊栄は、女性には自由への本質的な欲求としての「女性精神」が内在しているというサンガーの議論

を引用する。それによれば、「女性精神」が出産や育児によって害される時、女性たちは嬰兒殺害や幼児遺棄を行ったり、「強制的母態」に甘んじたりしてきたという。このようなサンガーの主張を受けて、菊栄は次のように述べる。

自由に対するこの本質的、根本的な要求を自然と見、祝福すべき現象と見るならば、ただその一事だけで産児制限に対する反対の理由は消滅しなければならぬ¹⁹。

菊栄は、女性が自由への欲求を妨げられ「在来ほとんど自己のために生きず、もっぱら他人のために生きてきた」のであり、中でも出産育児という、女性にとって大きな利害を生じる経験でさえも他者——国家や資本——のために行ってきたと指摘する。換言すれば、従来女性に課されてきた「強制的母態」は、女性の自由への欲求を妨げるものであり、さらにその出産育児という女性の身体に対して非常に密接した経験さえも女性自身から奪うものであったと言えよう。

しかし、実際には、非合法・秘密裡に、避妊や堕胎、嬰兒殺害などといった行為が絶えず行われてきたことは論を俟たない。ここで菊栄は、そのような女性による非道徳的で非合法だとされてきた行為を、「女性精神」の発露として、そして「女性の

「叛逆」として解釈する。それらの行為は、国家や道徳がいかなる処罰をもつてしても絶滅させることができなかった行為なのであり、むしろそれだけ女性たちの自由への欲求、そして身体的な自己決定権への欲求が強力なものであるということ逆照射する。だからこそ、産児調節の自由、すなわち「自主的母性」を権利として獲得することが、女性解放にとって重要な意味を持つのである。なぜならそれは、女性自身の生殖の自由を担保する社会構造への転換を迫ることにほかならないためである。菊栄は次のように述べる。

そして世界を通じて母たることが、支配階級の反映のためでなく、徹頭徹尾ただ婦人自身の欲求のみによつて実現せらるるにいたつた時、それははじめて強制的苦役の状態を脱して、婦人の神聖な職分の一つとなることができるのである²⁰。

このような認識から、菊栄はマルサス主義者が説くような経済的理由付けなどではなく、産児調節が女性の解放に資するということそれ自体こそが、産児調節に賛成すべき「一層重要な根本的な、永久的な」理由であると主張する²¹。よつて、女性にとって出産や育児という経験が、女性の生活に密着した非常

に重大なものであるからこそ、産児調節は非合法で危険なものとして行われるべきではない。すべての女性に対して産児調節を行う自由が認められ、安全で適正な方法の周知がなされるべきなのである。このような菊栄の認識は、今日的なりプロダクティヴ・ヘルス／ライツに通じる部分があると言ふことは困難ではない。

さらに菊栄の主張を見てみよう。菊栄は、女性の自由を認めるならば、女性に密接な利害関係がある産児調節の自由を否定することはできないと指摘する。加えて、産児調節に関する「婦人自身の意思の自由」を否定するならば、「配偶者の選択やその他経済上、政治上のいっさいの問題において、女性の自由を認めるということは、全く意味をなしません」とまで断言する²²。このような菊栄の「強硬」な姿勢は、時に菊栄が批判される理由の一つである民主主義の否定として解釈する余地があるかもしれない。しかし、ここで菊栄が主張していることは、女性の身体的自己決定権を尊重することだと解釈できる。

菊栄にとって、政治的経済的権利はその社会構造の内部で実現可能なものであり、その意味において、それらの権利の承認という施策はその社会構造の温存を意味する。だからこそ、菊栄は、女性の身体的自己決定権を極めて重大なものとして認識しているのではないのだろうか。すなわち、女性が身体的自己

決定権を獲得することは、女性身体を拘束する社会構造への消極的ではあるが根本的な抵抗として位置づけられ得るということである。

資本主義下では、女性身体が生産労働と再生産労働に割り振られ、同時に、再生産労働——女性が主たる担い手であることを期待され、そして現にそうなっている——は、絶えず生産労働の前提条件としてあり続ける。このような社会構造下では、たとえ政治的経済的権利が承認されても、依然として女性身体を奴隷化、あるいは機械化する作用が作動し続けている。この点は、『ドイツ・イデオロギー』における「自然発生的分業論」に通ずるものがあり、菊栄の女性解放思想の独自性を示すに余りある²³。すなわちそれは社会主義思想と女性解放思想の有機的な連関という点である。しかしながら、この点について詳述するには別稿を要する。

さて菊栄は、女性が自らの身体を取りもどし、身体的自己決定権を獲得することを非常に重要視していると言えよう。例えば、菊栄は石川三四郎と産児調節をめぐる、社会主義という理論・運動において、それがいかなる意味を持つのか論争を行った。あくまでも産児調節は傍系的なものに過ぎないと捉える石川に対して、菊栄が女性の身体的自己決定権を主張する立場から批判を行ったものと解釈できよう。菊栄は石川に対して

次のように批判を浴びせている。

そうです、私ども無産婦人は、自分の血を絞り肉を削って大砲の的、工場の塵となるべき資本主義の餌食を養うべく、ブルジョアの道徳によって強制されております。か・く・の・ご・と・き・社・会・に・対・す・る・プ・ロ・テ・ス・ト・と・し・て・の・意・味・に・お・け・る・産・児・調・節・が、どうして「社会的喜劇」であり、「知識階級の道楽」でありえましょう²⁴？

ここで明らかに菊栄は、女性が産児調節の自由を行使すること、言い換えれば、女性が自らの身体的自己決定権を行使することが、既存の社会構造への「抵抗」^{プロテスト}になるとしている。このような主張は、ある意味でローザ・ルクセンブルクやクラ・ツェトキンが反対した「出産ストライキ」戦術に通じるものがある²⁵。実際、菊栄は産児調節について「女性の反逆」というタイトルの論考で示している。

ここで菊栄の産児調節論を、階級的な「出産ストライキ」戦術の提唱であったと見るならば、菊栄は革命の手段として産児調節の自由を認識していることになる。では、菊栄もまた革命が貫徹された暁には産児調節そのものが不要になると考えていたのだろうか。答えは否である。菊栄は、社会主義体制が到

来したとしても産児調節の自由や権利は否定されるものではなく、むしろ、産児調節を行う経済的理由が消滅した社会であるからこそ、女性の意思による産児調節の自由がより一層尊重される²⁶と考えている。さらに言えば、菊栄は、女性の自己決定権が尊重される社会であることが、既存の社会構造との「本質的差異」を示すと述べている²⁷。菊栄は次のように宣言する。

婦人にとって最も重大な、密接な利害関係のあるこの問題について、婦人自身の選択の権利を認めぬとしたならば、婦人の自由は畢竟空名にすぎないのであります²⁸。

以上から明らかなように、菊栄にとって産児調節とは、女性の身体的自己決定権を担保するものであるからこそ重要なのである。他の箇所でも、菊栄のこのような認識は揺らぐことはない。例えば、産児調節が普及すると女性が出産しなくなるという批判に対して、菊栄は現状では子供を欲しない女性が例外的な存在であるとしつつ、しかしすぐさま次のように続ける。

よしんばそれが例外でなくなり、一般夫人が子を欲せぬようにならうとも、それが婦人自身の幸福と一致する限り、他の何人も敢て子を生むことを強制する権利はな

いのである²⁹。

このような主張から、菊栄が産児調節の自由に対して、女性の解放という意味を見出していたことは明らかである。それは、女性が自己の身体について知り、自己の身体を自らの意思で処すことができる社会の到来を望むものである。女性が自己の身体的自己決定権を持っているということが、女性解放の一つの指標として位置づけられていると言えよう。しかし、だからと言って菊栄は全ての女性が出産すべきである・でないと考えているわけではない。菊栄の主張とは、まさしく「自主的母性」であった。菊栄は石川三四郎に対して次のように述べる。

ここでお断りしておくのは、私は絶対的濫産論者でないと同時に、絶対的避妊論者でもない、私が主張するのは、「生む自由」とともに「生まざる自由」であることです。私は、妊娠、出産、育児の重大なる任務が主として婦人のみの関するところである以上、当事者たる婦人自身が、それらの仕事に適しないと自ら認める時機において妊娠を避けることは、それらの事情におかまいなしに無茶苦茶に生殖力を発揮するよりも、はるかに「人類の自然性に対して忠実なるゆえん」であり、したがって正

義であり道徳的であると考える者であります³⁰。

ここまで見れば、菊栄の産児調節論が持つ意味が自ずと明らかになる。菊栄にとつては、革命が最終的な終着点なのではなく、むしろ「フェミニスト」として、いかに女性の権利を獲得するか、そして女性の権利を担保する社会構造を構想するのかが極めて重要であった。だからこそ、菊栄が女性の解放を革命へと還元していた、という批判的を外したものであると言わざるを得ない。なぜなら菊栄にしてみれば、女性の解放抜きに革命などは「半身不随の改革」ではないためである³¹。したがって、従来菊栄に対して付与されてきた社会主義者という評価とは別に、やはり菊栄は「フェミニスト」であるという評価を付与することは適切であるし、また必要なことであろう。

加えて、菊栄の産児調節論とは、それが現代的意義を帯びているから重要なのだというよりも、女性の主体性に社会的な——「革命」的な——意義を見出すものであったという点が一層重要な点である。

四 「消極的抵抗」としての産児調節

以上で確認してきたように、菊栄は産児調節の自由・権利が

女性にとって非常に重大なものであると認識していた。加えて、菊栄の産児調節論は、女性の解放という側面から論じられているものであった。

先に述べたように、菊栄は産児調節に「女性の反逆」を見出していた。このような女性による「抵抗」は、菊栄の女性解放思想において、「消極的抵抗」として位置づけられるものである。ここで示した「消極的抵抗」とは、既存の社会構造の内部では非合法・反道徳的とされる逸脱的行為の中に、主体としては承認され得ない存在の主体的な抵抗を読み込むものである。

もつとも、このような解釈はあまりにも強引に映るかもしれないが、菊栄のテクストを見ていくと菊栄が革命のような大文字の抵抗——えてしてそれは男性中心主義的である——のほかに別の仕方での「抵抗」を、すなわち「消極的抵抗」を見出していることが了解されよう。

例えば、菊栄はしばしば芳川鎌子の心中未遂事件を引き合いに出す。鎌子はお抱え運転手と不倫の末駆け落ちし、心中未遂を起こすが一命を取り留め、伯爵令嬢でありながら困窮の中心十九歳で病没した。この心中未遂事件は、当時、貴族階級における醜聞として世間を賑わせた。

このような事件を取り上げて、菊栄は次のように述べる。「自己の不平不満に正当なる道徳的支持を与え、自己の権利の

ために正々堂々と戦う勇気のない、現代の生活が生んだ一種の「劣敗者」である、と。この「劣敗者」という表現は、菊栄一流のアイロニーと見るべきである。なぜなら、菊栄はそのような人々に対して次のように述べているためである。

積極的反抗に出で得ざる弱き人々よ、せめては残された唯一の道である消極的反抗の手段を執れ。生きることが人間の権利であるならば、他に生きる道を全く閉がれた者に対して誰がそれを咎め得るものぞ³²。

このような菊栄の「消極的抵抗」論は、一九一八年頃から言及され始め、一九三〇年以降にも変わらず論じられている³³。

一九三〇年以降でも取り上げられている現象は、既存の社会構造や規範の内部において生じる逸脱的行為とされる事件である。新聞紙上や世論においては、女性による逸脱的行為の中に女性の主体性などはもちろん見出されず、それどころかそのような行為は女性のヒステリーとして片付けられる。しかし、菊栄はそのような逸脱的行為に、女性の主体性、すなわち「消極的抵抗」を見出すのである。

したがって、以上のような菊栄の「消極的抵抗」論と産児調節論を合わせてみれば、女性が身体的自己決定権を獲得すること

と、あるいは現在抑圧されている権利を行使することは、既存の社会構造に対する根本的な抵抗として解釈することができる。そしてこれは同時に、「強制的母態」を強いられてきた女性たちという従来の表象に抗して、産児調節を通じて「自主的母性」を発揮する女性たちという表象への転換をもたらすようなものであると言えよう³⁴。もともと、菊栄自身がそのようなことを意図していたかは定かではないが、少なくとも菊栄が産児調節に対して女性の解放という意味を見出し、産児調節を「女性の反逆」として認識していたこと、そして女性の「消極的抵抗」を見出していたことは明らかであるのであって、以上のような解釈をすることはあながち困難ではない。

五 「女性主義」批判——サンガーとの相違

ところで、菊栄は日本におけるサンガーの紹介者の一人であり、自身の論考においてもサンガーの主張を引用して議論を行っていた。しかし、菊栄とサンガーとの間には、決定的な相違がある。それは、「女性」に関する理解である。ここで注目すべき点は、菊栄は、サンガーがバース・コントロールを通じて「女性精神」を中心とした新文明が建設されるとしていた点を捨象していることである。

サンガーは、来るべき新文明の中心に「女性」を据えた——それがサンガーのバース・コントロール論の核心とも言える。にもかかわらず、菊栄はその論点を自身の産児調節論には持ち込んでいない。ここには、菊栄の「女性主義」批判があると言えよう³⁵。

そもそも菊栄が社会主義という思想を選択していく背景には、女子英学塾時代に救世軍や女子青年会のメンバーと共に紡績工場を見学した体験が影響していると言える。その際菊栄は、欺瞞的な「労働神聖」を唱える女性たちと、疲れ切った女工たちの存在に直面し、非常に激しく感情を揺さぶられた。この原体験から、菊栄は女性同士の間の差異に意識的になったと言えるだろう。

加えて、菊栄は一九二八年に『女人芸術』創刊号の巻頭論文として、「フェミニズムの検討」を発表した。ここには、菊栄の「フェミニズム」観や「女性主義」批判とでも言うべきものが示されている。とりわけ、菊栄は「女性」というカテゴリーについて、その社会的・歴史的な意味づけを無視した本質化を図るような主張に対して批判的であったことがわかる。菊栄は次のように述べる。

女性が公生活から排除せられてきた反動として、資本

主義経済の内部において、女性がいっさい公的権利を回復し、公的活動に参与することによって、人類の政治が、その道徳が、その生活がすべて根本から建て直されるだろうという幻影を抱くもの、これがフェミニストである。われわれは男女の性の相異は、人間としての本質的な共通点以上に大きなものではないと考えている。男子が社会的環境の支配をうけるがごとく、婦人もそれによって支配される、と考える。現在の社会を動かしているものは、表面、権利を代表している男子であっても、事実においては、その男子の意思を動かすところの社会的条件こそ、基礎的、根本的な力である。だから婦人——そして同時に全人類——の解放を目標けるものは、闘争の対象を男性に求めるのではなく、その意思を支配している社会的条件に対して向けねばならぬ³⁶。

ここで菊栄は、実際に存在している男性そのものを闘争対象とすることを否定し、「社会的条件」こそが闘争対象であることを示している。

ではなぜ菊栄がこのような認識に至ったのかと言えば、菊栄が歴史を非常に強く重視していたためであると考えられる。なぜなら、ここで菊栄が取り上げている例は、第一次世界大戦の

頃の多くの欧米の「フェミニスト」の姿であるためだ。

まず菊栄は、「婦人は平和を愛好するという抽象的、一般的な前提から出発した無条件的な、非科学的信条に基づいた」主張を退ける³⁷。菊栄がそのような主張を退けるのは、前述したように、第一次大戦の際、「フェミニスト」が女性参政権獲得を通じ世界平和がもたらされると称揚しながら、結果的に帝国主義的な対外戦争へと加担していったためである。菊栄からすれば、「平和を愛好する女性」といった女性の本質化は、非歴史的・非科学的なものに過ぎない。結局のところ、「女性文化」を持ち出し、女性の解放を正当化しようとする「フェミニスト」の主張は、容易に国家・既存の社会構造の論理へと回収されてしまう。

だからこそ菊栄は、サンガーが言うような「女性精神」の意義を一面的には認めながらも、それ自体が「新文明」建設におけるイデオロギーとなることは拒否したと解釈できる。この点こそが、菊栄とサンガーとの決定的な相異である。菊栄はサンガーのバース・コントロール論に極めて大きな影響を受けながらも、サンガーによる「女性」の単一的把握や非歴史的本質化に対しては距離を取った。

菊栄にとつての「歴史」とは、過去から現在を位置づけなおし、未来における解放の可能性を現在において語るような営み

であると言える。菊栄は、現在が過去から続く歴史的段階の一つとして認識していた³⁸。そのような歴史観があつたからこそ、菊栄は現行の社会構造や認識を相対化することが可能であつたのではないだろうか。ゆえに菊栄は、「平和を愛好する女性」といった、既存の女性像に対しても批判的であり得たのだと言える。

付言すれば、この点からも菊栄にとつては女性解放と社会主義とが理論的に矛盾したものではなかったことがわかる。すなわち、社会構造を歴史的段階に位置付けて把握するという方法である。もつとも、ここで留意せねばならないことは、菊栄にとつて女性解放と社会主義とが理論的に矛盾しなかったとしても、女性解放が社会主義的な革命へと直ちに回収され得るものではないということである。

六 山川菊栄は優生主義者か

これまで見てきたように、菊栄が女性の解放という視点から産児調節を見ていたことは明らかである。一方で、菊栄の産児調節論は、女性の自由意志に基づく産児調節を強調していることから結果的に優生主義に加担するものであるという指摘がある。岡部美香は、菊栄が「心身ともに強健なる優良種族をこの

世に出す」とか「国民の実質の改善」などと述べていることから、随所に優生主義的発想が見られると批判している³⁹。なお、菊栄が産児調節論を展開していく一九二〇年代以降は、優生学が時代思潮として流行する時代でもある。

では、菊栄はどのような時代思潮と軌を一にするような仕方
で、産児調節論を展開していたのだろうか。それを検討するた
めには、岡部による先の引用が置かれた文脈に注意すべきであ
る。先の文言は、産児調節が人口減少をもたらし、国家にとつ
て不利益をもたらすという、いかにもありがちな産児調節反対
論への反論が書かれた部分にある。そのことに加えて注意すべ
き点は、菊栄の文体についてである。先に触れた石川三四郎と
の論争に見られるように、菊栄は批判対象の論理を用いて、そ
の虚を突く仕方では批判するという文体をとることが非常に多い。
言い換えれば、それは批判対象の論理的矛盾を突く仕方である
とも言える。また、菊栄が主たる執筆先としたのは、党派的な
機関誌というよりも、むしろ『婦人公論』や『読売新聞』の
「時評欄」であったということも念頭に置くべきであろう。し
たがって、菊栄の文章を読む際には、菊栄が何について批判し
ているのかについて注意深く読む必要があり、加えて当時の論
争や時代状況といったコンテクストに再度置き直して読む必要
がある。

岡部は、そのようなコンテクストを勘案せず、書かれた文言
のみを追って菊栄が優生主義者であったと結論付けているので
はないか。菊栄は『読売新聞』に連載していた「女の立場か
ら」という時評欄において、一九三六年に「血統詮議」を、一
九三八年に「血統と努力」を掲載している⁴⁰。これらの記事に
おいて菊栄は、「血統」や「遺伝」に込められた社会的意味や
価値判断には何の科学的根拠もないことを説く。実際、菊栄は
「血統詮議」の末尾に次のように示している。

伝統的な御都合主義の血統詮議を真にうけて、血統の
純正を誇るのも、その不純を悲観するのも非科学的な宿
命観において一致する。こうして不祥な事件に対する社
会的責任が個人、とくにその血統の責任にすり換えられ
るに好都合な、大衆の心理的準備がここに営まれるので
ある。科学者はこれに対して警戒を与える必要はないか⁴¹。

まさにここで菊栄は、「血統」を苦にした殺人事件の責任を、
非科学的差別を構成する社会に求めている。そして、その責任
を容易に個人へと帰する「大衆の心理的準備」が科学的言説に
よって強化されることを指摘し、「科学者」への問題提起を
行っていると言えよう。

加えて菊栄は、一九三〇年に『婦人公論』に掲載した「内外時評」において「避妊と堕胎」を執筆し、そこでは出生前の生命に対して何らかの価値判断を行うことについて警鐘を鳴らしている⁴²。菊栄は、既存の社会が生まれてくる者すべてを安全に生活させることができないことを指摘しており、菊栄からすれば、優生政策を行ったとしても生れてくる子供たちを安全に生かすことはできないということになる⁴³。

以上から、菊栄は血統や遺伝といった先天的な事柄よりも、成育環境や教育などの後天的な事柄がより人間に影響を及ぼすと指摘していると解釈できる。そして何より、このような菊栄の主張と産児調節論を合わせてみれば、前者が後者の前提をなすと解釈することができる。すなわち、女性が自主的母性を発揮するためには、女性の意思へとバイアスをかけない社会環境の構築が不可欠である、と。換言すれば、生まれてくる子供たちが安全に成育し得る環境が整っていないければ、妊娠出産をめぐる女性の自己決定は常に脅かされている、あるいは妊娠出産を断念する方向へと社会的圧力がかけられているということである⁴⁴。したがって、女性が産児調節の自由を行使するために、それほどまでにラディカルな社会構造の変革が求められていると言える。

加えて、菊栄は一九四〇年に『新女苑』五月号に掲載した

「優生結婚」という記事にも同様の主張を繰り返している⁴⁵。一方で本論考の重要性は、まさにそれが一九四〇年に掲載されているということである。『新女苑』は同年一〇月号を境に翼賛体制へと組み込まれていくが、菊栄は『新女苑』に持ついた連載を同年十二月で辞めてしまう⁴⁶。産児調節運動がある部分で生殖の国家統制に利用されていく中で、菊栄は一貫して自身の産児調節論を論じ続けた。

以上のように、菊栄の産児調節論には、優生主義的発想への批判が含まれていることは明らかである。加えて、菊栄の産児調節論から見れば、女性が身体的自己決定権を獲得するためには、既存の社会構造の根本的な変革が求められるのであり、その意味で、菊栄の産児調節論はまさしく女性解放思想であると結論付けることができる。また、菊栄の書いた文章の一部をもつてして、それが書かれたコンテキストを考慮せず、菊栄が優生主義者であったと容易に結論付けることは早計であると言わざるを得ない。

七 おわりに

本稿で確認してきたように、菊栄は一九二〇年代を中心に、産児調節について非常に積極的に論じていた。菊栄の産児調節

論を端的に言えば、それは「自主的母性」論であり、また女性の身体的自己決定権論であつたと言える。そのような菊栄の産児調節論に加えて、菊栄が論壇に登場した当初から一貫して述べてきた「消極的抵抗」論を合わせてみると、菊栄の女性解放思想の一端が浮かび上がる。すなわちそれは、女性の主体性を重視するということである。

菊栄は女性が身体的にも経済的にも安全に産児調節を行う自由を持つ社会の実現を希求していた。女性が身体的自己決定権を持つことは、既存の社会構造との「本質的差異」を示すことになる、と。すなわち、菊栄にとつては革命が生じ、別の政治経済体制へと移行したとしても、そこで女性の身体的自己決定権が剥奪されたままであるならば、そのような社会は現在の社会と本質的には変わらない。

だからこそ、菊栄が逸脱的とされる行為の最中に、女性の「消極的抵抗」を見出すことには重大な意味がある。そのような「消極的」な抵抗であつても、そこには常に女性の主体性が起動しておりまた、菊栄の産児調節論と重ねてみると、産児調節がまさに「女性の反逆」としての意味を持つ可能性が見出される。したがって、菊栄の産児調節論とは、まぎれもなく菊栄の女性解放思想の重要な一部を成しているのである。

以上のように、菊栄の産児調節論を見てみると、菊栄がいかに

に女性の解放を希求した「フェミニスト」であつたのかが明らかにになる。であるからこそ、菊栄に対して女性の問題を階級問題へと還元したと批判することは誤りであると言わざるを得ない。もちろん、菊栄が本稿で見てきたような視座を獲得するには、社会主義という思想が大きな意味を持っていたこともまた事実である。とりわけ、現在を過去とのつながりから位置づけるおすという菊栄の方法は、社会主義思想に負うところがあると言えよう。そして、このような社会の構造的な把握という視座と、個々の「女性」——「社会的弱者」と換言され得る——が置かれた状況から帰納的に思考する方法こそ、菊栄の「フェミニズム」のあり方であつた。

したがって、菊栄における「フェミニズム」の意義とは、単にそれが現代的意義を帯びているということに還元されるべきではなく、その固有性——女性解放と社会主義の有機的連関——が着目されるべきである。菊栄の産児調節論には、そのような菊栄の「フェミニズム」を明らかにする端緒が含まれていると言えよう。

〈参考文献〉

石川三四郎、一九二二年、「避妊論に就いて——山川菊栄女史に申す——」、『女の世界』第七巻第四号

太田典礼、一九六九年、『日本産児調節史——明治・大正・昭和初期まで』、日本家族計画協会

岡部美香、二〇〇八年a、『《優生結婚》という思想——大正期・新中間層の産育観とこれを規定する知の枠組みについて——』、藤川信夫編、『教育学における優生思想の展開』、勉誠出版、三九—五四頁

——、二〇〇八年b、『大正期の思想家に見る優生学・優生思想へのアプローチ——山本宣治における他者を〈他者〉として承認するまなざし——』、藤川信夫編、『教育学における優生思想の展開』、勉誠出版、五五—六八頁

荻野美穂、一九九四年、『生殖の政治学——フェミニズムとバースコントロール』、山川出版社

——、二〇〇八年、『『家族計画』への道——近代日本の生殖をめぐる政治』、岩波書店

折井美耶子編、一九九一年、『資料性と愛をめぐる論争』、ドメス出版
関口すみ子、二〇一二年、『主婦の歴史』と「特攻精神をはぐくむ者」——月刊誌『新女苑』における山川菊栄と柳田国男、『法學志林』第一一〇巻第二号、二七—七四頁

ダラ・コスタ、マリアローザ著、伊田久美子、伊藤公雄訳、一九八六年、『家事労働に賃金を——フェミニズムの新しい展望』、インパクト出版会

林葉子、一九八六年、『山川菊栄の産児調節論』、『女性史研究』第二十

一号、二九—三三頁

林葉子、一九九九年、『生活』と〈歴史〉を結ぶもの——山川菊栄論、『同志社法学』第二六二号、一四三—二〇一頁

バーベル、アウグスト著、一九七一年、一九八二年、草間平作訳、『婦人論上・下（改訳）』、岩波文庫

藤目ゆき、一九九九年、『性の歴史学——公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』、不二出版

松尾純子、二〇一二年、『雑誌『青鞥』における「堕胎論争」の一考察

——妊娠した原田皐月・伊藤野枝・平塚らいてうにとつての母になること』、原伸子編著、『福祉国家と家族』、法政大学大原社会問題研究所

マルクス・エンゲルス著、廣松渉訳、小林昌人補訳、二〇一七年、『新編版ドイツ・イデオロギー』、岩波書店

山川菊栄、一九二〇年、『婦人解放と男性化の杞憂』、『解放』四月陽春号

——、一九二一年a、『サンガー女史の『我子の性教育論』』、『女性日本人』第二号第一巻・第三号

——、一九二一年b、『新マルサス主義是非』、『婦女新聞』四月十日号

——、一九三七年、『凍える子供たち——焦眉の国民保健問題?——』、『読売新聞』十二月七日号

——、一九三八年、『血統と努力』、『読売新聞』五月四日

——、一九四〇年、「婦人の問題（より、「優生結婚」）」、『新女苑』五月号

——、一九八三年、『わが住む村』、岩波文庫

山川菊栄著、鈴木裕子編、二〇一一年、『新装増補山川菊栄集評論篇』、岩波書店

山川菊栄記念会編、二〇一六年、『記録集山川菊栄が描いた歴史』、労働者運動資料室

山家悠平、二〇〇五年、「娼妓解放と青鞥フェミニズム」、姫岡とし子、池内靖子、中川成美、岡野八代編、『労働のジェンダー化——ゆらぐ労働とアイデンティティ』、平凡社、一〇九—一二八頁

リービ、インドラ、一九九六年、「リブの現代フェミニズム、戦前女性主義、そして山川菊栄」、『批評空間二期』第八号、一八八—二〇〇頁

注

1 本稿では、山川菊栄を基本的には「菊栄」と称する。山家はこのような名字ではない呼称がジェンダー化の実践であると批判しているが（山家二〇〇五年、一二二頁脚注二）、本稿ではそのような山家の指摘には賛同しつつも、菊栄の女性解放思想そのものを検討するために敢えて「菊栄」と呼ぶこととする。

2 林一九九九年、一四三—二〇一頁

3 例えば、山川菊栄記念会が二〇一五年に開催した「山川菊栄生誕一二五周年シンポジウム」は、まさに「山川菊栄が描いた歴史」と題され、その開催趣旨として「生活に根ざし、社会的弱者の視点に立った、山川の歴史叙述を読み直すことを通じて、一つの国や民族を超える歴史を探りたい」と述べられている（山川菊栄記念会編二〇一六年、一頁）。

4 唯一、菊栄の産児調節論のみを取り扱ったものとして、林葉子（前述の林葉子とは同姓同名の別人である）による林一九八六年が存在する。しかしながら、林による研究は、非常に簡単な整理といったものであり、菊栄の産児調節論の内実にまで迫るものではないと言える。

5 藤目一九九九年、荻野二〇〇八年

6 この点については、太田一九六九年、藤目一九九九年、荻野一九九四年、荻野二〇〇八年を参照。

7 マルサス主義は、等差級数的に増大する食糧生産に対して人口は等比級数的に増加するため、貧困や失業といった社会的諸悪に対抗するためには晩婚と禁欲によって人口抑制を行う必要があるとした。

それを受けて新マルサス主義は、マルサス主義とは異なり、避妊を行うことで人口抑制することを唱道した。

8 墮胎論争については、折井編一九九一年を参照。

9 松尾二〇一二年、二九八—三〇〇頁

- 10 この点については藤目一九九九年第三章を参照。
- 11 サンガー来日が一九二二年であったことから、菊栄の産児調節論はサンガー来日の影響に先んじるものとして位置づけることができる。
- 12 『新評論篇二』、「自由社会における妻と母」、一九四―一九五頁。なお、本稿における山川菊栄の引用は、主に鈴木裕子編、二〇一―二〇二二年、『新装増補山川菊栄集評論篇』、岩波書店より行い、『新評論篇巻号』、『論考タイトル』、頁数と記す。
- 13 同前、「自由社会における妻と母」、一八六―一八七頁
- 14 同前、一九四―一九五頁
- 15 菊栄によるマルサス主義批判が示されたものとしては以下を参照。
山川一九二二年b、及び『新評論篇二』、『産児調節と社会主義』、二六七―二八六頁。
- 16 例えば菊栄は次のようなサンガーの経験を示している。サンガーはニューヨークで出会った「労農ロシアの宣伝部の某氏」から、「社会主義のロシアではもはや生活難というものがないから、女はいくらでも子供を生み放題で、制限の必要などはないです」と告げられたという（『新評論篇二』、『多産主義の呪い』、二〇二―二〇三頁）。また、菊栄が強く影響を受けたアウグスト・ペーベルも、革命後の社会では女性の知識水準が向上し、自然と出生率が低下すると述べている（ペーベル一九二八年、二五八―二五九頁）。
- 17 『新評論篇二』、『婦人解放と産児調節問題』、一三三頁
- 18 菊栄はサンガー来日以前の一九二〇年に発表した「多産主義の呪い」において、すでにサンガーの「自主的母性論」を紹介している。また、一九二二年には、サンガーの *What Every Mother Should Know* を翻訳している（山川一九二二年a）。
- 19 『新評論篇二』、『婦人の解放と産児調節問題』、二二五頁
- 20 同前、二二六頁
- 21 同前、二二二頁
- 22 同前、「産児制限問題」、二三五頁
- 23 マルクス・エンゲルス、二〇一七年、五八―六〇頁
- 24 『新評論篇二』、『石川三四郎氏と避妊論』、二四四―二四五頁。なお菊栄は「産児調節と社会主義」（『新評論篇二』、二八三―二八四頁）においても同様の主張を行っている。強調は引用者による。
- 25 一九一三年ドイツ社会民主党大会において、党内の医師が「出産ストライキ」戦術をとることを提唱したことに、両者が反対した出来事である。この党大会には、平素出席することのない多数の女性たちが参加し、「出産ストライキ」戦術を支持した。この背景について、藤目は、「出産ストライキ」が階級闘争の手段として有効かどうかというよりも、大衆女性が産児調節の自由を切望していたためではないかと指摘している（藤目一九九九年、二二九頁）。
- 26 同前、「産児調節と社会主義」、二四六―二四七頁

27 同前、「石川三四郎氏と避妊論」、二四六—二四七頁

28 同前、「産児調節と社会主義」、二八五頁

29 山川一九二〇年

30 『新評論篇二』、「避妊是非について再び石川三四郎氏に与う」、二八九—二九〇頁。ちなみにここで「人類の自然性に対して忠実なるゆえん」と述べているのは、石川が菊米に向けた反論の中で、「絶対的避妊論者で無い限りは、われわれはわれわれの稟有する生殖力を發揮して、而して是より多くますます完全なる收穫を得るに努力する方がむしろ人類の自然性に対して忠実なるゆえんではありませんまいか」（石川一九二二年）と述べたことへの当てこすりである。

31 『新評論篇三』、「婦人と無産階級革命」、一〇四頁

32 『新評論篇一』、「女と消極的反抗」、一二二頁

33 『新評論篇五』、「母親と家族心中」、二七〇—二七二頁（初出は一九三〇年、『婦人公論』、『新評論篇六』、「孝行娘の血」、一二〇—一二一頁（初出は一九三六年、『読売新聞』）。

34 このような視点は、マリアローザ・ダラ・コスタによる「労働力再生産の拒否」という議論に極めて類似している（ダラ・コスタ一九八六年、第一章第一節を参照）。

35 菊米の女性主義批判については、リービ一九九六年を参照。

36 『新評論篇五』、「フェミニズムの検討」、一七二頁。強調は引用者による。

37 同前、一七二頁

38 例えば、『新評論篇四』、「婦人の未来」、一一六—一二七頁や、『新評論篇七』、「自由に考え、自由に学ぶ」、六頁などを参照。

39 岡部二〇〇八年a、四六—五〇頁、岡部二〇〇八年b、五九—六〇頁

40 『新評論篇六』、「血統詮議」、一一八—一二九、山川一九三八年

41 同前、一九九頁

42 『新評論篇五』、「避妊と堕胎」、二八八頁

43 一九三七年に『読売新聞』十二月七日号へと掲載した「凍える子供たち——焦眉の国民保健問題?——」も参照のこと（山川一九三七年）。

44 この論点は、一九七〇年代に生じた優生保護法改悪阻止運動におけるウーマン・リブと青い芝の会によって主張された改悪反対理由に通じるものがある。森岡正博の整理によれば、その反対理由の一つとして、「自己決定の名のもとに」女は選択的中絶を選ぶように誘導されていく「社会構造への批判があったという」（森岡二〇〇一年、三二—三三頁）。加えて森岡は、障害胎児の中絶や障害児への社会福祉の欠如が問題となる時、国家がその責任を女性の「自己決定」へと押し付ける構造への批判があったと指摘している。

45 山川一九四〇年、二〇五—二〇七頁

46 この点については、関口二〇二二年、二九—三〇頁を参照のこと。